



# 參考資料



# 参考資料

## (1)策定の経過

<川島町都市計画マスタープラン改定に係る庁内検討会>

回 数	開 催 日	内 容
第1回	2021年 5月 21日	■計画の役割・改定の背景等
第2回	2021年 8月 6日	■町の現状 ■現行計画の評価結果
第3回	2021年 10月 18日	■都市の将来像 ■まちづくり方針
第4回	2021年 11月 22日	■地域別構想 ■具体化方策
第5回	2022年 3月 28日	■策定報告

<川島町都市計画マスタープラン改定に係る町民まちづくり懇談会>

回 数	開 催 日	内 容
第1回	2021年 6月 18日	■町の都市計画や課題などに関する勉強会
第2回	2021年 8月 25日	■川島町の課題を捉えよう！ ～まちのいいところ・わるいところ～
第3回	2021年 10月 6日	■未来の川島町の未来像を描こう！ ～皆で考えるまちづくりアイディア～
第4回	2021年 10月 27日	■提言書の内容について意見交換
-	2021年 11月 19日	■提言書提出

<パブリックコメント>

期 間	意 見 数
2022年 1月 17日～ 2022年 2月 15日	97件(5名)

<都市計画審議会>

開 催 日	内 容
2021年 12月 23日	■諮問
2022年 3月 25日	■答申

## (2)川島町都市計画マスターplan改定に係る庁内検討会 委員名簿

No.	所 属	職 名	氏 名	備 考
1	政策推進課	主幹	喜多川 真	
2	総務課	主幹	高城 裕成	川島町空家等対策計 画策定に係る庁内検 討会委員を兼務
3	税務課	主幹	坪内 嘉夫	
4	町民生活課 (生活環境グループ)	主幹	阿泉 貴之	
5	町民生活課 (ゼロ・ウェイスト推進室)	主幹	井上 靖夫	
6	健康福祉課	主任	井上 佳嗣	川島町空家等対策計 画策定に係る庁内検 討会委員を兼務
7	子育て支援課	主幹	小林 覚	
8	農業委員会事務局	次長	滝瀬 一也	
9	まち整備課	主査	関根 俊介	川島町空家等対策計 画策定に係る庁内検 討会委員を兼務
10	上下水道課	主幹	牛村 克彦	
11	教育総務課	主幹	松本 竹司	
12	生涯学習課	主任	友光 敏之	川島町空家等対策計 画策定に係る庁内検 討会委員を兼務

名簿は庁内検討会設置要綱の順による

### 事務局

1	まち整備課	主幹	駒林 敏久
2	まち整備課	主任	村田 篤
3	まち整備課	主任	小泉 拓也

### (3)川島町都市計画マスタープラン改定に係る庁内検討会 設置要綱

令和3年3月31日町長決裁

#### (設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定にあたり、基本となるべき事項について検討および調整を行うため、川島町都市計画マスタープラン改定に係る庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

#### (庁内検討会の役割)

第2条 都市計画マスタープランの改定に係る基本となるべき事項の検討及び調整に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、都市計画マスタープランに関して必要な事項に関すること。

#### (組織等)

第3条 庁内検討会は、別表に掲げる課局室における主査級以上の職員（過去を含め該当課の担当業務を1年以上経験していること）をもって組織する。ただし、「川島町空家等対策計画策定に係る庁内検討会」の委員を兼ねる場合は、主任級以上の職員（過去を含め該当課の担当業務を1年以上経験していること）を対象とする。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

#### (会長等)

第5条 庁内検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、庁内検討会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 庁内検討会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の進行は、会長が行う。

4 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

5 議決が必要な議事は、委員の過半数の賛成をもって議決するものとする。

#### (庶務)

第7条 庁内検討会の庶務は、まち整備課において行う。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表 (第3条関係)

政策推進課
総務課
税務課
町民生活課（生活環境グループ）
町民生活課（ゼロ・ウェイスト推進室）
健康福祉課
子育て支援課
農政産業課（農業委員会事務局を含む）
まち整備課
上下水道課
教育総務課
生涯学習課

#### (4)川島町都市計画マスターplan改定に係る町民まちづくり懇談会 委員名簿

No.	氏名	備考
1	加藤 匠	一般公募委員
2	木村 保雄	一般公募委員
3	田口 滋土	一般公募委員
4	田中 裕康	一般公募委員
5	深谷 邦彦	一般公募委員
6	宮崎 弘照	一般公募委員
7	山崎 宣佳	一般公募委員
8	山本 勝治	一般公募委員
9	横田 宜明	一般公募委員
10	加島 加津代	公募委員
11	長谷川 真史	公募委員
12	小島 万鈴	かわじま☆未来塾
13	田中 雄輝	かわじま☆未来塾

名簿は設置要綱の順による

#### 事務局

1	まち整備課	課長	石川 和貴
2	まち整備課	主幹	駒林 敏久
3	まち整備課	主任	村田 篤
4	まち整備課	主任	小泉 拓也

## (5)川島町都市計画マスタープラン改定に係る町民まちづくり懇談会 設置要綱

令和3年3月31日町長決裁

### (設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定にあたり、町民と協働して計画を策定するため、川島町都市計画マスタープラン改定に係る町民まちづくり懇談会（以下「まちづくり懇談会」という。）を設置する。

### (まちづくり懇談会の役割)

第2条 まちづくり懇談会は、町の現況特性を踏まえつつ、まちづくりに関するワークショップ等を行なながら、まちづくりの課題及びまちづくりアイディア等の意見を抽出する。

2 前項の意見を町へ提出する。

### (組織等)

第3条 まちづくり懇談会は、18名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

(1) 一般公募委員

(2) 公募委員

(3) 川島町かわじま未来塾

(一般公募対象者)

第4条 前条に規定する一般公募委員は、年齢18歳以上であつて町内に住所を有する者又は町内に通勤する者を対象とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、町長が委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

### (座長等)

第6条 まちづくり懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長の主務は以下のとおりとする。

(1) 座長は、懇談会を代表し、町と連絡調整を行う。

(2) 第2条第2項に定める意見の提出を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 まちづくり懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 まちづくり懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 まちづくり懇談会の会議の進行は、座長が行う。

4 座長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (謝金)

第8条 委員がまちづくり懇談会に出席した場合は、1回の出席につき2,600円の謝金を支払う。

### (庶務)

第9条 まちづくり懇談会の庶務は、まち整備課において行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

## (6)町民意見の概要(川島町都市計画マスタープラン改定に係る提言書)

令和3年（2021年）11月

川島町都市計画マスタープラン改定に係る町民まちづくり懇談会

### 〔経緯〕

都市計画マスタープランの策定はもとより、まちづくりの推進にあたっては、住民との対話を重ね、都市が抱える現状や課題、将来像などを共有することが重要です。当懇談会は、町民と協働による都市計画マスタープランの策定を目的として設置され、これまで4回にわたり議論を行ってきました。

初回の都市計画についての学習から始まり、第2回は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて書面開催となりましたが、「まちのいいところ・わるいところ」についてワークシートの作成を実施しました。第3回では、「町の将来像」とそれを実現するための「まちづくりアイディア」について、ワークショップ形式で意見交換を行いました。その過程において、様々な分野に関して多様な意見が出されました。時として、一見異なった考え方のようではあっても、対話を重ねることで、向かうべき方向性は同じであるというような新たな発見もあり、非常に有意義な会となりました。そして、第4回では、当懇談会のまとめとしてこの提言書を作成しました。

都市計画マスタープランの改定にあたり、今後のまちづくりに向けた提言は下記のとおりです。住み続けられる・住み続けたくなる川島町の実現に向けたまちづくりの推進を強く望みます。

### 記

#### 1 次世代にわたり持続可能な魅力あるまちづくりの実現

本町では、平成12年を境に人口減少に転じ、今後も人口減少や少子高齢化が進行していくことは明らかである。このような状況が想定される中、先人から受け継いだ本町を、次世代により良い形で引き継ぐためには、誰もが暮らしつづけられるまちづくりの取り組みが必要である。特に、子育て世代や高齢者など多様な人たちが快適に生活できる地域にふさわしい居住環境の創出に努めること。

また、鉄道駅を有しない本町においては、道路交通網の充実や、バスなどによる公共交通サービスの維持・拡充が重要である。未整備路線の整備推進や、民間事業者との連携など、交通ネットワークの強化に向けたまちづくりに努めること。

#### 2 安心安全なまちづくりの実現

本町は、古くから水害に悩まされてきたが、河川改修や堤防の整備によりこれを克服してきた。しかし、近年では、激甚化・頻発化する気象災害、切迫する首都直下地震など、自然災害への対応強化は喫緊の課題である。国・県などの関係機関と連携し、町民を守るための災害対策、特に水害へのハード・ソフト両面からの対策を講じ、安心して暮らせるまちづくりに努めること。

また、昨今では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日常生活にも大きな影響が及んでいるため、新しい生活様式に対応したまちづくりに努めること。

### 3 都市と農業が調和したまちづくりの実現

本町で見られる豊かな自然や営農環境は、後世に引き継ぐべき田園風景を形作る重要なものであり、農業の振興・活性化が必要である。一方で、本町の今後の発展にあたっては、様々な産業活性化は重要なテーマであり、第6次川島町総合振興計画においても、圏央道川島インターチェンジ周辺整備の推進を掲げている。開発と保全の両立を念頭に置き、これらを両輪としたまちづくりに努めること。

### 4 多様な主体による協働のまちづくりの実現

多様化・複雑化するまちづくりの課題に対応していくためには、従来の行政主導型から、町民・地域、民間事業者など、様々な主体がまちづくりに参画する協働型への転換が重要である。町民や地域との協力とそれら多様な主体に対する支援体制の構築、民間活力の活用など、公民協働のまちづくりに努めること。

以上

令和3年11月19日

#### 川島町都市計画マスタープラン改定に係る町民まちづくり懇談会

座 長	横田 宜明
副座長	深谷 邦彦
委 員	加藤 匠
同 上	木村 保雄
同 上	田口 滋土
同 上	田中 裕康
同 上	宮崎 弘照
同 上	山崎 宣佳
同 上	山本 勝治
同 上	加島 加津代
同 上	長谷川 真史
同 上	小島 万鈴
同 上	田中 雄輝

## (7)川島町都市計画審議会 委員名簿

区分	役職	氏名
一号委員 学識経験者		利根川 洋治
		新井 哲三郎
		山口 和範
	会長	鈴木 治
	職務代理	矢部 春男
		尾崎 宗良
		飯島 久美子
		瀬間 さやか
二号委員 町議会議員		横田 宜明
		小峯 松治
		新井 悅子
		森田 敏男
		柴田 一典
		粕谷 克己
三号委員 県職員		渋谷 幸司
		野原 秀郎
		小笠原 政徳

令和4年3月25日現在